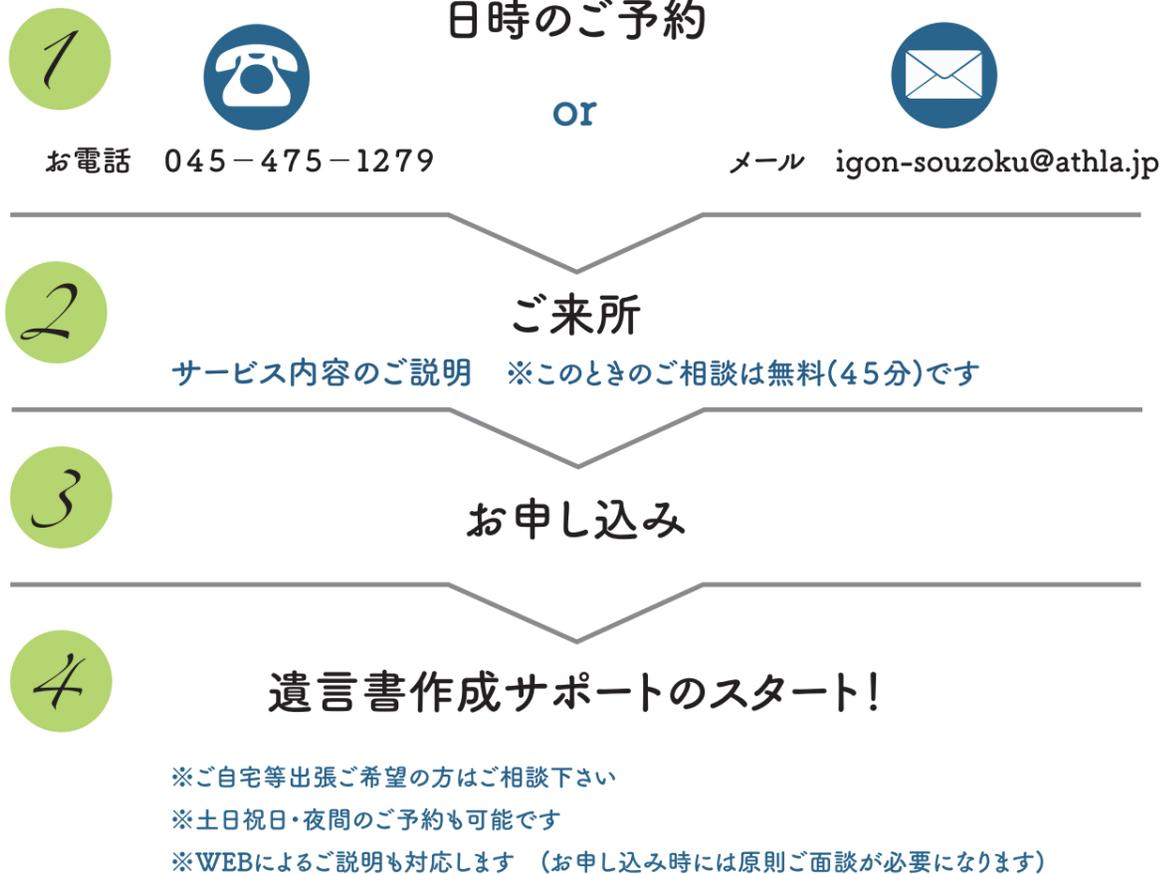


法改正により遺言書がぐっと作りやすく、  
内容の選択肢も増えております！

2019年 1月13日 自筆証書遺言の方式緩和。財産目録はワープロ可に  
2019年 7月 1日 遺留分制度の改正  
2020年 4月 1日 配偶者居住権スタート  
2020年 7月10日 自筆証書遺言の法務局保管制度スタート

## ご相談・お申し込みの流れ <要予約>



## 司法書士による 遺言書作成サポートサービス

司法書士 佐伯啓輔事務所

大切なあのひとの、  
未来を想う  
ラブレターを。



『おてがる』 『きちっと』

自筆証書遺言作成サポート  
35,000円(税別)  
(消費税込38,500円)

公正証書遺言作成サポート  
98,000円(税別)  
(消費税込107,800円)

新横浜駅から 徒歩5～6分



横浜市港北区新横浜二丁目14番地4  
シルバービル  
司法書士 佐伯啓輔 事務所  
代表 司法書士・民事信託士 佐伯啓輔  
Tel. 045-475-1279  
mail igon-souzoku@athla.jp



ホームページ  
<https://saekioffice.jimdofree.com/>

# 遺言書を作成して、めんどうな『遺産分割協議』が不要に

※相続登記の義務化に備えて

所有者が分からない土地の問題を解消するため、2024年をめぐりに土地や建物の相続を知った日から3年以内に登記するよう義務づけられることになりました。

当てはまっていたら注意!!

## “遺言を書くべき人”リスト

### 子どもがいない方/独り身の方も...

- ・ 配偶者にお互いの財産をスムーズに引き継ぎたい方
- ・ 兄弟姉妹とは連絡を取っていない方、ハンコはもらいにくい方
- ・ お世話になった方、団体に寄付を考えている方
- ・ 『死後事務委任』とあわせて、死後の諸手続きを専門家に任せたい方

### 子どもがいる方も...

- ・ 子ども同士の仲が悪い方
- ・ 財産に占める不動産の割合が多い方
- ・ 子どもの1人と同居している方
- ・ 不動産が子どもの1人と共有になっている方

### 離婚や再婚を経験されている方も...

- ・ 前の配偶者との間に子どもがいる方

### まだまだ若い方でも...

未成年の子どもがいる方  
⇒未成年の子どもと配偶者が遺産分割協議をする場合、裁判所で特別代理人の選任、という手続を経なければならぬケースがあり、時間と手間がかかります。

### 相続人の心の負担の軽減に

### 『うちは揉めないし、分け方も決まっているから』という方も...

書面で残しておくことで、心の負担の軽減になります。

### 相続トラブルの防止に

相続が発生し、親がいなくなった後は、どうなるかは誰にもわかりません。また、争いにならなくても、兄弟の一人が一方向的に我慢することで成り立っている関係もよく見かけます。

仮に、法律どおり、兄弟全員平等に、という意向であっても、できるだけ遺言で指針を残してあげることが、残された方々の心の負担を軽減します。

遺言書は争いごとの予防だけではなく、相続時の手間を減らす("手続コスト"の削減)ためにも、非常に有効です。

### 相続の手続にかかる時間と手間の削減に

遺言執行者ってなに?

遺言書は、自分以外の誰かに実現してもらう必要があります。司法書士等の専門家を指定しておく、と、諸々の手続の実行を安心して委ねられます。

遺言書を作成しておくことで、スムーズに財産を引き継ぐことができます。『遺産分割協議』は、**法定相続人全員の同意**をもって成立するため、一人でも反対があると手続が滞ってしまいます。また、**行方不明の相続人や、認知症等で意思表示することができない相続人がいる場合には、手続はより複雑になります。**

## 『おてがる』

自筆証書遺言作成サポートサービス

35,000円(税別)  
(消費税込38,500円)

※法務局保管制度利用の場合には、別途印紙代3,900円がかかります

ご自身で全ての文章を手書きし、署名と捺印をして作る自筆証書遺言。コストが低く抑えられること、ご自身のみで作れることが魅力ですが、しっかりと作らないとトラブルのもとにもなります。近年、法改正でますます利用しやすくなってきています。自筆証書遺言の作成をサポートいたします。

### サービス内容

- 遺言書作成のためのご相談
- 遺言内容のご提案及び遺言書案文の作成
- 作成済みの遺言書のチェック ※作成済みの方(ご希望者のみ)
- 法務局保管制度の申請書作成・予約の代行

POINT

簡単な『遺言書アンケート』にご記入いただければ、遺言書の案文(内容)はこちらで作成してご提案させていただきます。イチから考えていただく必要はございません!

### オプション(ご希望の方のみ)

- ・ 遺言執行者 就任プラン
- ・ 家族信託 併用プラン
- ・ 認知症対策/任意後見契約書 作成併用プラン
- ・ 自筆証書遺言 保管サービス

など、ご希望にあわせてご対応します!

※財産の相続又は遺贈を受ける人ごとにその財産の価額を算出し、これを上記基準表に当てはめて、その価額に対応する手数料額を求め、これらの手数料額を合算して、当該遺言書全体の手数料を算出します。遺言加算といって、全体の財産が1億円以下のときは、上記によって算出された手数料額に、1万1000円が加算されます。(公証人手数料令第9条別表より)

## 『きちっと』

公正証書遺言作成サポートサービス

98,000円(税別)  
(消費税込107,800円)

※別途、財産内容や分け方に応じて、公証役場手数料がかかります

証人2名のもと、公証役場にて作成する公正証書遺言は、証明力が高く、後日無効になりにくい遺言書です。何か不安なことがあって遺言書を作るのであれば、まずはこちらをお勧めします。



### サービス内容

- 遺言書作成のためのご相談
- 遺言内容のご提案及び遺言書案文の作成
- 公証役場とのやり取り、日時等のセッティング
- 証人としての立ち会い(証人は2名とも当事務所より)

### 公証役場手数料(参考、抜粋)

目的の価額	手数料
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円